本資料の内容は、令和４年３月以降、「建築確認電子報告ガイドライン」に引き継がれました。

電子報告（データ本位型）

運用の手引

一般財団法人建築行政情報センター

はじめに

本資料は、通知・報告配信システムによって電子報告を実施しようとする特定行政庁及び指定確認検査機関においてご参照いただくため、その運用方法の詳細や留意事項等をまとめたものです。

主な改訂履歴

| 改訂日 | 改訂内容 |
| --- | --- |
| 27.03.20 | 初版 |
| 28.03.18 | ４．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例実証実験の結果を踏まえて記事追加５．指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例実証実験の結果等を踏まえて記事追加関係法令建築基準法改正（平成26年公布分）による条項ずれを反映し、全体を再整理民法、行政手続法等の関係規定を追加 |
| 29.03.22 | ２．運用ルール様式改正（確認申請書第六面追加）との整合②～④建築設備及び工作物を追記⑦仮使用認定報告を追記⑧変更届等を追記（確認申請等に付属して送信されるのではなく、独立して送信されるため） |
| 30.03.24 | 表紙　建築行政共用データベースシステム連絡協議会・企画改善部会　を一般財団法人建築行政情報センターに変更（29.03.22企画改善部会において、本資料を一般財団法人建築行政情報センターに引き継ぐことを決定）２．運用ルール（運用中の特定行政庁及び指定確認検査機関からの意見を踏まえた修正）全般的にわかりやすい表現に修正確認審査報告（建築物）から浄化槽設置届を削除紙送付を月１回から月１回以上に修正 |
| 02.06.22 | 表紙「通知・報告配信システム（データ本位型）運用の手引」を「電子報告（データ本位型）運用の手引」に修正関係法令　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に対応した条文、解説の修正 |
| 04.03.01 | ＪＣＢＡ建築確認電子報告ガイドラインの発出に伴い、本資料の改訂は終了 |

目　次

[１．概要 4](#_Toc43136421)

[（１）適用条件と適用効果 4](#_Toc43136422)

[２．運用ルール 6](#_Toc43136423)

[（１）送信対象文書と送信形式 6](#_Toc43136424)

[（２）留意事項 8](#_Toc43136425)

[３．特定行政庁で指定すべき事項 9](#_Toc43136426)

[（１）指定すべき事項と根拠法令 9](#_Toc43136427)

[（２）指定方法 9](#_Toc43136428)

[４．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例 9](#_Toc43136429)

[（１）決裁前（データ到着時） 9](#_Toc43136430)

[（２）決裁後 10](#_Toc43136431)

[（３）紙原本受領後の処理 10](#_Toc43136432)

[（４）システム上の制約等 10](#_Toc43136433)

[５．指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例 11](#_Toc43136434)

[（１）送信データ作成 11](#_Toc43136435)

[（２）送信日付の管理 11](#_Toc43136436)

[（３）データ送信後の修正 11](#_Toc43136437)

[（４）紙原本の管理等 12](#_Toc43136438)

[関係法令 13](#_Toc43136439)

# １．概要

通知・報告配信システムによる電子報告をデータ本位型（法令上の通知・報告をデータを正として扱う方法）で運用することにより、特定行政庁における入力手間はもとより、指定確認検査機関においても作業手間や郵送費用が削減できます。

但し、削減効果（メリット）を得るためには、送信・受信に係るシステム環境の整備のほか、これまで紙ベースで対応してきた業務をデータに置き換えるための業務体制にも留意する必要があります。

そこでまず、データ本位型でメリットを得るための、特定行政庁及び指定確認検査機関各々の適用条件や運用ルールの概要を示します。

## （１）適用条件と適用効果

特定行政庁及び指定確認検査機関各々における適用条件、適用効果は下記のとおりです。

これから通知・報告配信システムの運用準備をしようとする場合は、適用条件が「先行投資」に当たり、「適用効果」が投資による利益ということになります。

適用条件

・台帳登録閲覧システムを導入していること
（又は独自の台帳システムに配信システム連携機能が装備されていること）

・デジタル手続法主務省令に基づく事項を指定していること（注１）

・建築計画概要書閲覧、建築工事届の処理への対応等、データ本位型となった場合の業務体制を構築していること（注２）

特定

行政庁

適用効果

・入力手間の大幅な削減

適用効果

・郵送手間（報告書印刷、押印、封入）の低減

・郵送費用の削減

・通知報告作成期限の緩和（注５）

運用ルール（注３）

・全情報を電子データにて送信する。但し、建築計画概要書、建築工事届、建築主変更届等については、月１回、紙原本も送付する。

・通知・報告における指定確認検査機関の押印は、ICBAの発行した識別番号及び暗証番号の入力により代える（押印不要となる）。

指定確認

検査機関

適用条件

・台帳登録閲覧システム、NICE確認検査受付システムのいずれかを導入していること
（又は独自の帳簿システムに配信システム連携機能が装備されていること）

・送信すべき書類すべてのスキャナ画像保存等、データ本位型となった場合の業務体制を構築していること（注４）

注１　特定行政庁は、法令によりデータ送信の方法を指定することとされています。具体的な指定内容や指定方法については、「３．特定行政庁で指定すべき事項」をご参照ください。

注２　データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によって異なります。「４．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例」をご参照ください。

注３　送信方法の詳細は「２．運用ルール」をご参照ください。
データ本位型とできる法的根拠は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）第６条、押印を省略できる法的根拠は同条第４項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（主務省令）第13条、共用データベース利用契約第２条及び第３条です。（巻末　資料編　参照）

注４　指定機関の業務体制については、「指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例」をご参照ください。

注５　紙ベースによる通知・報告は、申請引受又は確認日から７日以内に特定行政庁に到達させるため、郵送日数を差し引いて送付する必要がありますが、データ本位型では瞬時に到達するため、実質的に郵送日数分の期限緩和と同じことになります。

# ２．運用ルール

具体的な送信方法についてご説明します。

## （１）送信対象文書と送信形式

送付すべき文書について、どのような形式でデータを送るかを表にまとめました。

基本的には指定確認検査機関が備え付け保存する帳簿の記載事項を文字データとし、それ以外についてはスキャナによる画像データで送信すればよいこととしています。

但し、建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、文字データと画像データの両方を送信します。

原本送付欄に記載のある文書は、法定上の手続はデータ送信で完了しているものの、特定行政庁が原本を保存しておくべきとの観点等から、月１回程度の頻度で一括送付すべきとされたものです。

＜データ送信欄の凡例＞

XML：文字情報として入力したデータを、ICBAの定めるXMLフォーマットに変換し、ICBAの定めるファイル名を付けたもの。

PDF：スキャナで作成した画像データ。特定行政庁側で表示が可能なフォーマットであれば、PDFのほか、TIFF、JPEG等でもよく、ファイル名も任意。ただし、ファイル名は当該ファイルに収録された書類名がわかる形式とするのが望ましい。

### ①確認審査報告（建築物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 建築計画概要書 | 第一・二面 | 建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項 | 入力データ（xml） | 月１回以上紙送付 |
| 第一　二・三面 | 上記事項、付近見取図・配置図 | スキャナデータ（pdf・TIFF･JPEGのいずれか） |
| 確認申請書第四・五面・六面 | 建築物別概要、建築物の階別概要 | 入力データ（xml）又はスキャナデータ（pdf） |  |
| チェックリスト、構造計算適判結果通知 | スキャナデータ（pdf） |  |
| 建築工事届 | スキャナデータ（pdf） | 月１回以上紙送付 |

※建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、入力データとスキャナデータの両方をデータ送信する。

※計画変更については上記に準ずる。

### ②確認審査報告（建築設備）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 確認申請書　第二面 | 設置者等の概要、昇降機・建築設備の概要 | 入力データ（xml） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※計画変更については上記に準ずる。

### ③確認審査報告（法第88条第１項工作物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 確認申請書第二面 | 築造主等の概要、工作物の概要 | 入力データ（xml） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※計画変更については上記に準ずる。

### ④確認審査報告（法第88条第２項工作物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 築造計画概要書第一面 | 築造主等の概要、工作物の概要 | 入力データ（xml） |  |
| 築造計画概要書第一・二面 | 上記事項、付近見取図・配置図 | スキャナデータ（pdf・TIFF･JPEGのいずれか） | 月１回以上紙送付 |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※計画変更については上記に準ずる。

### ⑤完了検査引受通知（建築物・建築設備・工作物共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（23号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |

※中間検査引受通知については上記に準ずる。

### ⑥完了検査報告（建築物・建築設備・工作物共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（25号様式） | 確認済証番号・検査済証番号、年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 検査申請書第二・三面 | 建築主等の概要、申請する工事の概要 | 入力データ（xml） |  |
| 検査申請書第四面 | 工事監理の状況 | スキャナデータ（pdf） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※中間検査報告については上記に準ずる。

### ⑦仮使用認定報告（建築物・建築設備・工作物共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（35号の４様式） | 確認済証番号・仮使用認定通知書番号、年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 仮使用認定申請書第二面 | 建築主等の概要、仮使用の用途・期間等 | 入力データ（xml） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

### ⑧変更届等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書名 | 記載事項 | データ送信　若しくは　紙送付 |
| 変更届等 | スキャナデータ（pdf） | 月１回以上紙送付 |

## （２）留意事項

・指定確認検査機関によるデータ送信は、法定期限内に行うものとします。

・特定行政庁が固有の管理番号を有する場合は、建築計画概要書の余白欄に当該番号を記入し、PDF化することとします。

・昇降機及び工作物については、確認から完了まで紙送付が一切行われないため、特定行政庁における到着物件確認を目的として、次のいずれかを実施するものとします。

①表紙（16号様式）及び確認申請書第二面の紙送付（特定行政庁から求めがあった場合に限る）

②①の事項を記載した送付物件リストの紙送付（特定行政庁から求めがあった場合に限る）

・法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、ICBAより発行された識別番号及び暗証番号の入力により押印に代えるものとし、データが到達し受領した日にこれらの書類を収受したものとして処理します。

・画像データの解像度は、300dpi又は400dpiとします。

# ３．特定行政庁で指定すべき事項

## （１）指定すべき事項と根拠法令

デジタル手続法では、電子報告について

・方法は主務省令で定める（第６条第１項）

・押印の代替は主務省令で定める（第６条第４項）

とされており、主務省令の内容は下表のとおりです。

主務省令の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 主務省令根拠条項 | 特定行政庁による対応 |
| 方法 | システムの仕様 | 様式への入力機能、通信機能を備えていること | 第３条及び告示第２条 | － |
| 入力事項 | 書面報告における記載事項 | 第４条第１項 | － |
| その他特定行政庁が定める事項 | 第４条第１項 | － |
| 認証 | 次のいずれかを特定行政庁が指定・電子署名方式・識別番号・暗証番号方式・識別番号・暗証番号＋生体認証方式 | 第４条第３項第４条第４項第４条第５項 | IDパスワード方式の指定 |
| 入力省略 | 認証を電子署名方式とした場合等においては、書面報告における記載事項の一部を入力省略してよい旨、特定行政庁が指定 | 第４条第６項 | － |
| 押印代替 | 次のいずれかによる・特定行政庁が指定する電子署名方式・識別番号・暗証番号方式（認証がこの方式に指定された場合に限る）・識別番号・暗証番号＋生体認証方式（認証がこの方式に指定された場合に限る） | 第13条第１項第13条第２項第13条第３項 | － |

電子報告の方法については、通知・報告配信システムがIDパスワード方式による認証を行っていることから、主務省令第４条第４項に基づき、特定行政庁がこの方式を指定する必要があります。

また、電子報告における押印代替については、特定行政庁によるIDパスワード方式の指定により、指定確認検査機関は主務省令第13条第２項に基づき、このIDパスワードで対応できることになります。

## （２）指定方法

デジタル手続法及び主務省令においては、指定方法についての規定もありませんので、各特定行政庁でその指定方法を判断することになります。

具体的には、前掲「２．運用ルール」を指定確認検査機関への依頼文書に添付する方法や、簡易な依頼メールに添付するなどの方法が考えられます。

# ４．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例

データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によっても異なります。

また、台帳登録閲覧システムにスキャナによる画像データを登録しているか等、どこまでデータ化するかによっても異なります。

以下、台帳登録閲覧システムにスキャナによる画像データまで登録し、建築計画概要書の閲覧は紙で対応、軽微な変更が発生した場合は紙・文字データ・画像データのすべてに変更を反映させている市を事例に、どのような方法でデータ本位型に対応しているかを説明します。

## （１）決裁前（データ到着時）

・到着したデータについては、台帳システムへの登録後に課内決裁している場合がある。台帳システム操作担当者は、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを印刷し、建築工事届以外を決裁に回す。

・台帳システムでの検索をスムーズに行うため、例えば地名地番の表記を全角アラビア数字で統一する等のルールにより入力している場合がある。この場合、到着したデータは一般にこのルールには従っていないため、ルールどおりに修正することが必要。

・法６条１項の区分は法定外項目であるため、特定行政庁側での追加入力が必要。

・印刷した建築工事届は、着工統計処理の担当者に渡す。着工統計担当者が県からの委託に基づいてOCR用紙への転記作業を行うのは従前どおり。

## （２）決裁後

### ①概要書閲覧への対応

・概要書閲覧担当者は、決裁文書から建築計画概要書を抜き取り、閲覧用ファイルに綴じ込む。

### ②軽微変更や不備訂正への対応

・建築主変更等の軽微変更や記載事項不備による訂正箇所が発生した場合、まずは紙の建築計画概要書を朱書き訂正を行う。次に、当該朱書き訂正版のスキャナ画像（PDF）を作成し、台帳システムに取り込む（訂正前のPDFと差し替える）。最後に、台帳システムの文字入力箇所に当該訂正内容を反映させる。
このようにして、建築計画概要書のPDFと入力データは常に最新の状態を保っている。

・なお、台帳システムの文字入力箇所への反映方法は、「上書き」と「履歴を残して登録」の２とおりがあるが、どちらを使うかは現場判断としている。

## （３）紙原本受領後の処理

・さきに閲覧用ファイルに綴じ込んだ（送信データから印刷した）建築計画概要書は、月に１回送られてくる紙原本と差し替えた上で廃棄する。

・差し替えの際、さきに綴じ込んだ概要書に朱書き訂正が発生している場合は、紙原本に同じ内容を再度朱書きした上で差し替える。

・差し替えと同時に、紙原本のスキャナ画像（PDF）を作成し、台帳システムに取り込む（さきに登録したPDFと差し替える）。

・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄するのは従前どおり。

## （４）システム上の制約等

・台帳システムでは、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを「一括して印刷」することができないため、１物件ずつ、報告書印刷、概要書印刷という単位で分けて印刷する必要がある（一括印刷の装備が望まれる）。

・受信データについて、建築計画概要書や建築工事届が漏れなく届いているかは、実際に印刷したり、１件ずつプレビューしたりしないとわからない（「添付ファイル一覧」のような画面の装備が望まれる）。

・受信データから複数物件を一度に印刷すると、印刷した建築計画概要書には受付番号や確認番号の印字がないため、どれがどれだかわからなくなる（印字機能の装備が望まれる）。

・手入力の物件と各指定機関からの送信物件について、地名地番の表記に生じたばらつき（１丁目１番、一丁目１番、１－１など）は、一度に検索することができない（あいまい検索への対応が望まれる）。

・引受通知が検査報告と同じように詳細画面に表示されるため、紛らわしい。引受通知の場合は番号・発行日・建築主・地名地番が空欄表示であること、状態欄が「審査中」の表示のままであることをもって区別できるとされているが、一見ミスデータのように見える。（引受通知として検査報告と明確に表示されることが望まれる）。

・紙送付の運用上、指定確認検査機関の担当者名や連絡先が記載されてきたので、データ本位型においてもこれらが表示される必要がある（担当者名・連絡先欄の追加が望まれる）。

・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄することについて、これがデータとなった場合は１物件ずつ検索して削除するのは手間がかかる（保存期間が終了した際に一括削除できる機能が望まれる）。

・通知・報告配信システムの添付ファイル容量が１物件当たり15MBに制限されている。もしそれを超える物件が発生した場合は、複数に分けて送信する必要がある。

# ５．指定確認検査機関における業務体制構築のための参考事例

指定確認検査機関において、データ本位型によるデータ送信の開始に伴って必要となった事項等について説明します。なお、以下は従前より確認申請書等をスキャナにて画像データ化してきた指定確認検査機関へのヒアリングを基にまとめております。

## （１）送信データ作成

### ①文字データ

・建築計画概要書２面までは指定確認検査機関の独自システム（以下「送信システム」という）に入力することが必要。

・確認申請書４～６面については、最低限PDFデータ等の送信が必要。文字入力してこれを送信する場合は、これをPDFデータの送信に代えることが可能。

・データ送信以前はあくまで「社内データ」であったものが、データ送信後は「外部向けデータ」となるため、入力データのチェックに時間を割くケースがある。

### ②PDFデータ

・送信システムにおいて、文書保存サーバから送信対象物件の画像データを指定することにより、PDFデータの送信を実施。

## （２）送信日付の管理

従前は、報告日（確認審査報告書等の右上に記載する日付）のみ記録すればよかったが、データ送信開始に伴い、「データ送信日」と「紙原本の投函日」の２項目を新たに管理する必要を生じた。

### ①データ送信日

・独自システムには自動的に記録されるが、月１回の原本送付に添付する「送付状」にも当該物件のデータを送信した日付を記載し、特定行政庁と紙での情報共有を図っているケースがある。

### ②紙原本の投函日

・法的な日付ではないものの、実務上は記録が必要である。

## （３）データ送信後の修正

・データ本位型の場合は、誤記等による修正が発生した場合は再送信が原則であるが、運用上は特定行政庁にてデータ修正することもある。この点は紙送付における修正と変わるところはないと考えられる。

・軽微変更の場合、その旨の通知書を特定行政庁に送付する。軽微変更の通知は、通知・報告配信システムによらずに紙送付が原則となっている。

## （４）紙原本の管理等

・取扱件数が多い場合は、通常の物件（週２回以上投函）と、データ本位型の物件（月１回投函）で文書ボックスを分けて見やすくするケースがある。

# 関係法令

特　定　行　政　庁

指定確認検査機関

【郵送本位型】

建築基準法に基づく通知・報告

確認：法第６条の２－規則第３条の５

完了：法第７条の２－規則第４条の５、４条の７

中間：法第７条の４－規則第４条の12、４条の14



【データ本位型】

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

に基づく通知・報告

法第６条　－　規則第４条及び第13条　－　告示第１条、第２条

識別番号及び暗証番号発行（デジタル手続法規則第13条）の委任

共用データベース利用契約　第２条、第３条



通知・報告

配信システム（ICBA）

建築基準法

第６条の２（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

５ 　第１項の規定による指定を受けた者（注：指定確認検査機関）は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第７条の２（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）

６ 　第１項の規定による指定を受けた者（注：指定確認検査機関）は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第７条の４（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）

６ 　第７条の２第１項の規定による指定を受けた者は、第１項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第７条の６（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

３ 　第７条の２第１項の規定による指定を受けた者は、第１項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

建築基準法施行規則

第３条の５（確認審査報告書）

　法第６条の２第５項 （法第87条第１項、法第87条の２ 又は法第88条第１項 若しくは第２項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第６条の２第１項 の確認済証又は同条第４項 の通知書の交付の日から７日以内とする。

２ 　法第６条の２第５項 に規定する確認審査報告書は、別記第16号様式による。

３ 　法第６条の２第５項 の国土交通省令で定める書類（法第６条の２第１項 の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一 　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ　建築物　別記第２号様式の第四面から第六面までによる書類並びに別記第３号様式による建築計画概要書

ロ　建築設備　別記第８号様式の第二面による書類

ハ　法第88条第１項 に規定する工作物　別記第10号様式（令第138条第２項第１号 に掲げる工作物にあつては、別記第８号様式（昇降機用））の第二面 による書類

ニ　法第88条第２項 に規定する工作物　別記第12号様式による築造計画概要書

二 　法第18条の３第１項 に規定する確認審査等に関する指針（以下単に「確認審査等に関する指針」という。）に従つて法第６条の２第１項 の規定による確認のための審査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

三 　適合性判定通知書又はその写し

４ 　前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第４条の５ （完了検査引受証及び完了検査引受通知書の様式）

　 　法第７条の２第３項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 若しくは第２項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第22号様式による。

２ 　法第７条の２第３項 の規定による検査の引受けを行つた旨の通知の様式は、別記第23号様式による。

３ 　前項の通知は、法第７条の２第１項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 若しくは第２項 において準用する場合を含む。第４条の７において同じ。）の検査の引受けを行つた日から７日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から４日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

第４条の７（完了検査報告書）

　法第７条の２第６項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 若しくは第２項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第７条の２第５項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 若しくは第２項 において準用する場合を含む。）の検査済証の交付の日又は第４条の５の２第１項 の規定による通知をした日から７日以内とする。

２ 　法第７条の２第６項 に規定する完了検査報告書は、別記第25号様式による。

３ 　法第７条の２第６項 の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 　別記第19号様式の第二面から第四面までによる書類

二 　確認審査等に関する指針に従つて法第７条の２第１項 の規定による検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

４ 　前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第４条の１２（中間検査引受証及び中間検査引受通知書の様式）

　法第７条の４第２項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第29号様式による。

２ 　法第７条の４第２項 の規定による検査の引受けを行つた旨の通知の様式は、別記第30号様式による。

３ 　前項の通知は、法第７条の４第１項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 において準用する場合を含む。第４条の14において同じ。）の検査の引受けを行つた日から７日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から４日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

第４条の１４ （中間検査報告書）

　法第７条の４第６項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第７条の４第３項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項 において準用する場合を含む。）の中間検査合格証の交付の日又は第４条の12の２第１項 の規定による通知をした日から７日以内とする。

２ 　法第７条の４第６項 に規定する中間検査報告書は、別記第32号様式による。

３ 　法第７条の４第６項 の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 　別記第26号様式の第二面から第四面までによる書類

二 　確認審査等に関する指針に従つて法第７条の４第１項 の規定による検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

４ 　前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第４条の１６の２（仮使用認定報告書）

　法第７条の６第３項 （法第87条の２ 又は法第88条第１項若しくは第２項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、前条第５項の規定による通知をした日から７日以内とする。

２ 　法第７条の６第３項 に規定する仮使用認定報告書は、別記第35号の４様式による。

３ 　法第７条の６第３項 の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 　別記第34号様式の第二面による書類

二 　法第７条の６第１項第二号 に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

４ 　前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

第３条（定義）

　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 　行政機関等　次に掲げるものをいう。

イ　内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは…（以下略）

ロ　イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ　地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ　独立行政法人（独立行政法人通則法 （平成11年法律第103号）第２条第１項 に規定する独立行政法人をいう。ヘにおいて同じ。）

ホ　地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成15年法律第108号）第２条第１項 に規定する地方独立行政法人をいう。ヘにおいて同じ。）

ヘ　法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

ト　行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ　ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

五 　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

六 　署名等　署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

七 　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

八 　申請等　申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。（注：確認審査報告は申請等に該当）この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

九 　処分通知等　処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

第６条（電子情報処理組織による申請等）

申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

２ 　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

３ 　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

４ 　申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

【補足説明】

第６条第１項に基づき、特定行政庁は、通知・報告のうち建築基準法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、オンラインシステムを使用して行わせることができます。

オンラインシステムで行った通知・報告は、第２項に基づき、書面と同等に取り扱うこととなります。

すなわち、主務省令で定める方法で送信させた通知・報告に関しては、書面等の送付として取り扱うことになります。

第３項の「到達」、第４項の「署名等」については後述します。（文責　ＩＣＢＡ）

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

施行規則

第１条（趣旨）

国土交通省の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この省令の定めるところによる。

第３条（申請等に係る電子情報処理組織）

法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第４条（電子情報処理組織による申請等）

　 　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

２ 　前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

３ 　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、前二項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものとともに送信しなければならない。

一 　商業登記法 （昭和38年法律第125号）第12条の２第１項 及び第３項 （これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 （平成14年法律第153号）第３条第１項 に規定する電子証明書

三 　前二号に規定するもののほか、国土交通大臣が告示で定める電子証明書

４ 　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければならない。

５ 　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号並びに生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用しなければならない。

６ 　申請等を行う者は、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、第２項の規定により入力しなければならない事項のうち行政機関等が指定するものについて入力を要しない。

一 　申請等を行う者に係る第３項各号に掲げる電子証明書を送信するとき。

二 　電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 （平成11年法律第226号）第２条第１項 に規定する登記情報をいう。）の利用を行政機関等に依頼するとき。

三 　申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年２月７日法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により国土交通大臣が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき。

四 　法令の規定により添付すべきこととされている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報を、申請等が行われるべき行政機関等が指定する地理情報システムにより作成し、これを送信するとき。

第１３条（氏名又は名称を明らかにする措置）

　 　法第６条第４項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第４条第１項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第３項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置

二 　識別番号及び暗証番号を第４条第１項の電子計算機から入力する措置（同条第４項の規定が適用される場合に限る。）

三 　識別番号及び暗証番号を第４条第１項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用する措置（同条第５項の規定が適用される場合に限る。）

【補足説明】

第４条において、オンラインシステムを使用して通知・報告を行う者は、告示に従い、コンピュータから次に掲げる事項を入力することとされています。

・書面等によりに提出すべきとされている記載事項

・申請等が行われるべき行政機関等が定める事項

・上記に併せて提出すべき書面、電子メディアに記載、記録されている事項

第１３条第二号では、第４条第４項における特定行政庁が指定するところにより、ユーザーＩＤ及びパスワードをコンピュータから入力することで署名等に代えられるとされています。（文責　ＩＣＢＡ）

■国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示

第１条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年国土交通省令第２５号。以下「規則」という。）第３条及び第７条に規定する申請等を行う者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。

二　行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

第２条　申請等を行う者が規則第４条第２項に基づき当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

第３条　規則第４条第３項第三号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

一　政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、国の行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続等を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（規則第３条第３項第一号に規定するものを除く。）であって、行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるもの

二　前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの

第４条　規則第４条第５項第三号に規定する期間は、申請等を行った日から５年を経過する日までとする。

第５条　規則第８条第３項に規定する電子証明書は、政府認証基盤における国土交通省の認証局が作成するものその他行政機関等が指定するものとする。

【補足説明】

第２条第１項によると、指定確認検査機関が添付書類をスキャナデータにより送信するときは、特定行政庁は、当該スキャナデータが原本と相違ない旨の記録を求めることができるとされています。

共用データベースでは、これに対応した機能は特に用意していませんので、特定行政庁は必要に応じ、原本と相違ない旨を記した書面を添付ファイルとして送信するよう求めることが考えられます。

第１条第１項下線部（コンピュータの技術的基準）について、第一号では、「行政機関等の使用に係る電子計算機」が共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機に該当します。ここから「入手したソフトウェア」は、通知・報告配信システムが該当します。

「行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式」は、通知・報告配信システムの提供するフォーマットまたはインターフェースが該当します。（説明文責　ＩＣＢＡ）

■共用データベース利用契約（特定行政庁・指定確認検査機関共通）

第２条（契約サブシステム）

６　乙（注：ＩＣＢＡ）がユーザーＩＤ及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政庁は、それらを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（省令を含む。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。

第３条（署名を省略する措置）

指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法（省令を含む）により署名を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

①　指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第２条第６項記載のユーザーＩＤ及びパスワードを入力し、文書を送付する。

②　特定行政庁は、①によるユーザーＩＤ及びパスワードの入力を、行政手続オンライン化法に基づく署名に代わる措置として取り扱う。

【補足説明】

共用データベースを利用する特定行政庁及び指定確認検査機関は、原則として上記条項を記載した共用データベース利用契約をＩＣＢＡと締結しています。

この条項は、指定確認検査機関による通知・報告配信システムの利用において入力する識別番号及び暗証番号について、その発行行為の委任をＩＣＢＡが受けたものとして対応し、個々の特定行政庁から指定確認検査機関への発行行為を不要とするものです。

これは、主務省令第７条による、識別番号及び暗証番号の入力方法の指定を補強する位置づけとなっています。（説明文責　ＩＣＢＡ）

民法

（隔地者に対する意思表示）

第97条 　隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

（期間の計算の通則）

第138条 　期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

（期間の起算）

第139条 　時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第140条 　日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（期間の満了）

第141条 　前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第142条 　期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

行政手続法

（申請に対する審査、応答）

第７条 　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

最高裁判決　昭和３３年（オ）第３１５号、同３６年４月２０日第一小法廷

http://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/detail2?id=53631

　隔地者間の意思表示に準ずべき右催告は民法97条により（中略）到達することによつてその効力を生ずべき筋合のものであり、ここに到達とは（中略）受領の権限を付与されていた者によつて受領され或は了知されることを要するの謂ではなく、それらの者にとつて了知可能の状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることを以て足るものと解すべきところ

（昭和６年２月14日、同９年11月26日、同11年２月14日、同17年11月28日の各大審院判決参照）

【補足説明】

建築基準法第６条の２及び同施行規則第３条の５にて、確認審査報告書及び添付書類は、確認済証交付から７日以内に特定行政庁に提出するとの規定があります。

上記の民法、行政手続法、最高裁判決は、データ送信における「提出」とは何かを検討する際の関係資料として引用したものです。

まず「提出」については、窓口提出ではなく郵送対応となっている実態を踏まえ、民法第９７条第１項（隔地者に対する意思表示）によると、その意思表示の効力を生ずるのは「到達した時」とされています。すなわち郵送においては、投函ではなく、相手に到達してことをもってはじめて「提出」したことになると考えられます。

到達後、特定行政庁においては、受領、収受という流れで事務が進みますが、行政手続法第７条によれば、到達を契機として審査を開始することが規定されています。これは、到達した段階で、受領、収受を待たずに申請（ここでは通知・報告のこと）が完了することを意味します。

なお、厳密な意味での到達について、判例（最高裁昭和33年（オ）第315号、同36年４月20日第一小法廷判決）によれば、意思表示の書面が受領の権限を付与されていた者の支配圏内におかれることで足りるとされています。言い換えれば、閉庁期間であっても守衛室などに到達さえすれば提出したことになる可能性があるわけです。

但し、民法第138条～第142条によれば、提出期限は確認済証交付の翌日から起算して７日目の終了時点（24:00）であり、その日が休日である場合はさらにその翌日とできる可能性があります。

以上は紙提出の解釈ですが、翻ってデータ送信について法令を見ると、デジタル手続法第6条第3項によれば、到達とは「行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とされています。

以上をまとめると次のとおりです。

①データ送信における「提出」とは、通知・報告配信システムに送信データが記録され、特定行政庁で参照可能な状態とすることを指し、特定行政庁の担当者によってデータの到達したことが了知されたかどうかは無関係であること。

②データの到達時刻が閉庁期間に当たった場合も「提出」されたとみなし得ること。

③データの到達期限は、確認済証交付の翌日から起算して７日目の24:00であり、その日が休日である場合は民法第142条に基づいてさらにその翌日とできる可能性があること

（説明文責　ＩＣＢＡ）